

電子情報通信学会信越支部規程

(昭和 42 年 5 月 27 日一部改正 学会名変更)

(昭和 57 年 1 月 25 日一部改正 第 6 条)

(昭和 61 年 5 月 17 日一部改正 学会名変更)

(平成 7 年 1 月 20 日一部改正 第 5 条, 第 6 条, 第 7 条)

(平成 11 年 10 月 21 日一部改正 第 3 条)

(平成 13 年 4 月 16 日一部改正 第 3 条, 第 6 条, 第 24 条)

(平成 16 年 6 月 1 日一部改正 第 3 条, 第 24 条)

(平成 16 年 10 月 20 日一部改正 第 6 条, 第 7 条, 第 24 条)

(総 則)

第 1 条 本支部の構成および運営については, 社団法人電子情報通信学会定款ならびに規則に定めるものの外, この規程による。

第 2 条 本支部は, 社団法人電子情報通信学会信越支部と称する。

第 3 条 本支部は, 事務所を信州大学工学部電気電子工学科内 (長野市若里 4 - 17 - 1) におく。

第 4 条 次の地域内に在住する電子情報通信学会会員は, すべて本支部に属するものとする。

長野県, 新潟県

(事 業)

第 5 条 本支部は, 本会定款第 5 条に定める目的を達成するため随時, 講演会, 討論会, 講習会, 見学会等を開催する。

2. 本支部に学生会を設け, 学生員の支部活動を盛んにするための事業を行う。このため, 別途学生会運営基準を設ける。

(支部長, 支部幹事および支部評議員)

第 6 条 本支部に支部長 1 名, 支部庶務幹事 2 名, 支部会計幹事 2 名および支部評議員 15 名以下をおく。

ただし、それ以外に必要なより支部長の選任による評議員を追加できる。

第 7 条 本支部に学生会活動を支援するための学生会顧問若干名をおき, 支部長が評議員から選任する。

第 8 条 支部幹事の職務分担は, 次のとおりとする。

支部庶務幹事 庶務および他幹事の所掌に属しない事項

支部会計幹事 会計に関する事項

第 9 条 支部長, 支部幹事および支部評議員 (以下支部役員と総称する) は支部役員会を組織し, 支部の業務を議決し執行する。

第 10 条 支部役員に欠員を生じた場合は, 次点者から補充する。ただし, やむをえない場合は, 支部長が支部役員会を経て選任することができる。

2. 補欠による支部役員の任期は, 前任者の残任期間とする。

第 11 条 支部役員選挙は、本部役員および評議員の選挙と同時に 3 月に行う。

第 12 条 支部役員候補者の推薦、投票、開票等に関する手続きは支部役員会の議決を経て、支部長が定める。

(会 議)

第 13 条 支部の会議は、支部役員会および支部総会とする。

第 14 条 支部役員会は、毎年 3 回、支部長が招集する。

2. 支部長が必要と認めるときは、臨時支部役員会を招集する。

第 15 条 支部役員会は、支部役員半数以上出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

ただし、あらかじめ意見を表示したものは出席者とみなす。

第 16 条 支部役員会の議事は、出席支部役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

第 17 条 本支部の地域内に在住する本部評議員は支部役員会に出席することができる。

第 18 条 規則第 64 条により、本部へ提出する事業計画案および予算案は支部役員会の議決を経ることを要する。

第 19 条 支部総会は年 1 回、本部総会終了後なるべく早期に支部長が招集する。

2. 支部長が必要とみとめたときは、支部役員会の議決を経て、臨時支部総会を招集することができる。

第 20 条 支部長は、支部会員の 5 分の 1 以上から会議に付議すべき事項および理由を記載した書面を

提出して、支部総会の招集を請求されたときは、延滞なく臨時支部総会を招集しなければならない。

第 21 条 本支部総会は、正員 10 分の 1 以上出席しなければ議決することができない。ただし、あらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。

第 22 条 総会の開催期日および議事は、支部役員会の議決を経て、支部長が決定し、支部会員に通知する。

第 23 条 次の事項は、支部総会において報告するものとする。

イ. 事業計画および収支予算

ロ. 事業報告および収支決算

ハ. その他支部役員会において必要と認められた事項

(その他)

第 24 条 本規程の変更は平成 16 年 10 月 20 日から適用する。